

幼稚園(新制度移行)利用者向け

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化スタート

幼稚園(新制度移行)を利用される方はご確認ください。



1

1号認定子どものうち、預かり保育を必要としない子どもたち

【対象者・保育料】

- ◆満3歳から5歳までのすべての子どもの保育料が無償化されます。
- ◆入園料や事務手数料、その他施設充実費などの特定負担額は、これまでどおり保護者の負担となります。
- ◆通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者負担となります。ただし、[年収360万円未満相当世帯の子ども]と[第3子以降の子ども]については、副食費(おかず代やおやつ代)が免除されます。
- ◆副食費の免除については、[第3子以降の子ども]の多子カウント方法は、小学校3年生までの最年長の子どもを第1子としてカウントします。

【無償化の対象となる手続き】

既に幼稚園に入園し、1号認定として利用されている方についての手続きは不要です。

2

1号認定子どものうち、保育を必要とし、預かり保育を利用する子どもたち



【対象者・保育料】

- ◆1号認定の保育料無償化については、上記 **1** と同じです。
- ◆預かり保育が無償化の対象になるには、現在受けている1号認定に加え、町から[新2号認定]や[新3号認定]を受けることが必要です。

※[新2号認定]や[新3号認定]を受けるためには、利用者が町に認定の申請を行なうことになります。

- ◆以下の支給要件に該当する場合、町から[新2号]等の認定が受けられます。

| 認定区分 | 支給要件 |
|-------|---|
| 新2号認定 | 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもで、 保育を必要とする要件(保護者毎に就労等) がある子ども ※3歳児クラス…4月1日時点で3歳の誕生日を迎えている子どものクラス |
| 新3号認定 | 満3歳の誕生日を迎えてから最初の3月31日までにある子どもで、 住民税非課税世帯 でかつ、 保育を必要とする要件(保護者毎に就労等) がある子ども |

※認定がない場合は**無償化の対象外**です。

- ◆利用日数に応じて、[新2号認定]は月額上限11,300円まで、[新3号認定]は16,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化されます。
※給食費、おやつ代、飲み物代などの実費分は**無償化の対象外**です。
- ◆無償化の対象となる月額上限は、[450円×利用日数]と施設への支払い金額の低い方となります。 ※預かり保育料については、各園にお尋ね下さい。

(例)1号認定+新2号認定者が20日間預かり保育を利用した場合

【日額設定の場合】

- 預かり保育料が1日600円の施設の在園児

《これまでどおり保護者が園に支払う金額》

600円×20日(利用日数)=12,000円…(A)

《無償化対象の限度額(※新2号の上限額は11,300円)》

450円×20日(利用日数)=9,000円…(B)

《町から保護者に償還払いされる無償化対象金額》

(A)12,000円>(B)9,000円であることから、**9,000円支給**

- ◆預かり保育の利用料は、これまでどおり保護者は園に支払った後、保護者から園を通じて、町に請求を行い、内容審査後に町から保護者に該当金額の償還払いを行う方法を検討しています。(今後変更される場合があります。)

※償還払いとは、いったん利用料を支払い、自ら請求を行って支給を受ける制度

【無償化の対象となる手続き】

現行の1号認定に加え、町から新たに[新2号認定]または[新3号認定]を受けるため、町に認定申請を提出する必要があります。



3

預かり保育提供が基準未満の園で、保育が必要な子どもたち

◆ ② の場合において、園の預かり保育の提供がない、または預かり保育時間等が一定基準未満の場合、園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になります。

※一定基準未満とは、平日の開所時間が8時間未満 もしくは 年間開所日数が200日未満

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業など

※無償化限度額は、[新2号]は預かり保育の月額上限11,300円まで[新3号]は16,300円までのうち、預かり保育の無償化対象金額を上限から除いた額までが、認可外無償化対象額となります。



ドキドキ
みまた

DOKIDOKI MIMATA
MIYAZAKI



《問い合わせ先》

三股町役場 福祉課 児童福祉係 (TEL:0986-52-9060)